

命 令 書

申立人 六日市地区一般合同労働組合  
被申立人 花崎木材工業株式会社  
被申立人 六日市製材有限会社  
被申立人 有限会社 花崎商店

主 文

- 1 被申立人花崎木材工業株式会社は、A 1、A 2及びA 3に対する昭和53年6月12日付けん責処分並びにA 2及びA 3に対する昭和53年6月30日付公示処分並びにA 4、A 5、A 6、A 7、A 8、A 9、A 10、A 11、A 12、A 13、A 14、A 15、A 16、A 17、A 18、A 19及びA 20に対する昭和53年6月30日付けん責処分を取り消さなければならない。
- 2 被申立人六日市製材有限会社は、A 21に対する昭和53年6月12日付けん責処分及び昭和53年6月30日付公示処分並びにA 22及びA 23に対する昭和53年6月30日付けん責処分を取り消さなければならない。
- 3 被申立人有限会社花崎商店は、A 24に対する昭和53年6月12日付けん責処分及び昭和53年6月30日付公示処分を取り消さなければならない。
- 4 被申立人花崎木材工業株式会社及び六日市製材有限会社は、申立人組合に加入している六日市地区一般合同労働組合花崎関連企業分会の組合員に対し、同分会からの脱退を懲憑するなどして同分会の運営に支配介入してはならない。
- 5 被申立人花崎木材工業株式会社及び六日市製材有限会社は、本命令交付の日から10日以内に下記誓約文を申立人組合に交付するとともに、縦1メートル・横2メートルの白紙に明瞭に墨書して、花崎木材工業株式会社の本社、六日市製材有限会社の六日市町所在立戸工場と山口県玖珂郡美川町所在南桑工場のそれぞれ従業員の見易い場所に、10日間にわたって毀損することなく掲示しなければならない。

記

誓 約 文

当社は、六日市地区一般合同労働組合花崎関連企業分会の結成妨害、組合員に対する同分会からの脱退懲憑など六日市地区一般合同労働組合の団結権を侵害し、同組合花崎関連企業分会組合員の自主的な組合活動に不当介入するような言動のあったことを認め、今後この種の行為は致しません。

以上、島根県地方労働委員会の命令により誓約します。

昭和 年 月 日

六日市地区一般合同労働組合

執行委員長 A25 殿

花崎木材工業株式会社

代表取締役 B 1

6 申立人のその余の申立は、棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人花崎木材工業株式会社（以下「花崎木材」という。）は、島根県鹿足郡六日市町に本社及び工場を、広島県、山口県に支店を有し、合板製品の製造、販売などを営む会社であり、従業員は約220名である。
- (2) 被申立人六日市製材有限会社（以下「六日市製材」という。）は、肩書地に本社及び工場（以下「立戸工場」という。）を、山口県玖珂郡美川町に工場（以下「南桑工場」という。）を有し、製材を営む会社であり、従業員は約60名である。
- (3) 被申立人有限会社花崎商店（以下「花崎商店」という。）は、島根県鹿足郡六日市町に本社及び工場（以下「積層工場」という。）を有し、木材並びに山林の売買などを営む会社であり、従業員は約20名である。
- (4) 花崎木材、六日市製材及び花崎商店の3社（以下「花崎関連企業」という。）は、花崎商店の代表取締役と花崎木材の専務取締役を兼ねるB3（以下「B3専務」という。）が3社に出資し、花崎木材の役職員が他の2社の役員を兼務し、さらに、花崎木材が3社の人事をも含めた統轄的な管理を担当するなど、業務運営上密接な関連の下に営業活動を行っており、組織上一体の関係にある。

なお、この外に関連会社として益田プライ有限会社、柿木特殊合板有限会社がある。

- (5) 申立人六日市地区一般合同労働組合（以下「組合」という。）は、六日市地区内の事業所に勤務する労働者の労働条件の維持改善と労働者の地位向上を目的として、昭和52年10月14日、労働者15名で結成された労働組合であり、同日、組合の下部組織として花崎関連企業従業員11名で花崎関連企業分会（以下「分会」という。）が結成された。

なお、花崎関連企業には、分会とは別に花崎関連企業従業員組合がある。

2 申立人組合結成の経過及び会社の言動

(1) 申立人組合結成の経過

- ① 昭和52年7月24日、花崎商店フリッチ検収工A24及び六日市製材製材工A26は、日本社会党六日市総支部書記長A27（六日市町職員労働組合執行委員）宅を訪問し、労働組合の結成の相談をした。
- ② その後、A24、A26、A27、六日市町職員労働組合執行委員長A28及び六日市地区労働組合評議会の役員らは、月2回程度の学習会を開催し、一般合同労働組合を結成することを決め、組合員の獲得に努めた。
- ③ 同年10月14日、六日市地区労働組合評議会議長A25の自宅において、A24、A26、花崎木材フローアー工A1及び同A3ら花崎関連企業従業員を含む15名で、六日市地区一般合同労働組合が結成され、執行委員長にA25（以下「A25委員長」という。）、副執行委員長にA29（以下「A29副委員長」という。）、書記長にA27（以下「A27書記長」という。）、組織部長にA28（以下「A28組織部長」という。）、執行委員にA24、

A26、A1らが投票により選出された。

- ④ 同日、同所において、分会の結成大会で分会長にA24(以下「A24分会長」という。)、副分会長にA1(以下「A1副分会長」という。)、書記長にA26(以下「A26分会書記長」という。)、執行委員にA3(以下「A3分会執行委員」という。)らが投票により選出された。

(2) 会社の言動

- ① 昭和52年11月5日午後10時ごろ、B3専務は、花崎木材の従業員18名ほどを会議室に呼び、「組合が結成されて労使関係がおかしくなると、資金繰りに支障をきたすからもう少し時期を待ってもらえないか、待ってもらえないなら従業員全員が参加できるような組合をつくって欲しい」という趣旨のことを言った。
- ② 同月6日午後2時ごろ、花崎木材加工部課長B4(以下「B4課長」という。)は、工場内においてA3分会執行委員に「組合をつくるような動きがあるから一緒にとめに行ってくれないか」と言ったが、A3分会執行委員は「自分には行かない」と返答した。
- ③ 同日、六日市町内の職域親善野球大会に出場した花崎関連企業の野球チームの反省会が、午後6時前から午後8時ごろまで、レストラン「やまびこ」で開催されたが、その反省会の席上で組合結成のことが話題となり、A24分会長にその事情を聴きに行くことになった。

同日午後8時ごろ、花崎商店次長B5(以下「B5次長」という。)花崎木材資材課長B6(以下「B6課長」という。)ら酒気を帯びた者を交えた12・3名の野球部員は、A24分会長宅の隣のガソリンスタンド経営者C1宅を訪問し、C1にA24分会長の在宅を確かめてもらったが、本人が不在と判りC1宅で雑談ののち帰った。

なお、同日午後8時前、A24分会長は、会社の守衛から今から若い者が組合のことで行くという電話を受けたが、A24分会長は、これから外出するとして同人らの訪問を断った。そして、A24分会長が不在中に、A24の妻は、隣のC1宅で野球部員が待機していることを知り、A27書記長に電話で「A24が待ちぶせられたら困るから組合をやめさせてくれないか」と言った。

- ④ 同日午後9時30分ごろ、六日市製材南桑工場長B7(以下「B7工場長」という。)がA3分会執行委員宅を訪れたところ、A3分会執行委員に、「大体分っておるから考えはもうまげられん」と言われ、B7工場長は、ただ「おお、そうか」と言って帰った。
- ⑤ 同日午後10時ごろ、B6課長及び花崎商店課長B8(以下「B8課長」という)がA3分会執行委員宅を訪れ、B6課長が「今、組合をつくってもらっては困る」と言ったのに対し、A3分会執行委員は「もう、組合はできてしまっているんだから考えもまげられないし、今から脱退しようとも思わない」と答えた。
- ⑥ 11月7日午前6時45分ごろ、花崎木材営業部長兼業務部長B9(以下「B9部長」という。)、B7工場長及びB8課長がA24分会長宅を訪れ、B9部長は「金融関係に關係するから組合だけはやめてくれ、つくるのはもう少し先にしてくれんか」、「金融関係もどうしても信用がおちる」などと言い、B7工場長は「南桑工場の方が今せっかく軌道にのりかけておるから、組合ができて騒動を起こしてもらっては困る」と言

った。

- ⑦ 同日午前7時ごろ、B3専務は、工場勤務中のA1副分会長、加工部C2、C3、A5、C4、C5ら6名を花崎木材応接室へ呼び、「今の段階で組合をつくってもらっては困る」、「取引先の段谷、三井は手を引き、銀行は金を貸さなくなる」、「会社が3日ももたずに倒れ資材のベニヤも入って来なくなるので、会社の仕事がなくなる」、「今はつくってくれるな、どうしてもつくるなら2年位待て」、「総評は会社を潰すので、上部に加入するなら同盟に加入してくれ」などと言った。

A1副分会長は「組合は結成しているので、もう駄目だろう」と言うと、B3専務は「A24に相談して来い」と言った。

- ⑧ 同日正午ごろ、B9部長とB5次長は、花崎木材で業務の打合せの後、B9の希望で積層工場へ生産状況を見に行く途中、A3分会執行委員宅前でA24分会長、A1副分会長、A26分会書記長、A3分会執行委員、A27書記長に出会った。

B9部長は、A27書記長に「労働組合ができるとやっぱり営業面に響く、労働組合をつくってもらってはやれん」と言い、これに対し、A27書記長は「そういうことは不当労働行為になるから言うな」と言った。

続いて、B9部長が「自分も組合に入れてもらえないか」と言い、A27書記長は「労組法上の適用を受けない組合になるから、そういうことはできない」と言った。

また、B5次長は、A27書記長に「自分も組合に加入させてくれ」と言い、これに対し、A27書記長は「そんなこと言ったら不当労働行為になる」と言った。

なお、A24分会長、A26分会書記長らは、前記⑦で認定したとおりB3専務の発言があり、組合の結成を会社に察知されたとして、協議のためA3分会執行委員宅前に集まっていたものである。

### (3) 組合結成通告

11月7日午後4時ごろ、組合は、花崎木材会議室で花崎関連企業に対し組合結成の通告を行った。

これは、本来、11月12日に総決起大会を開いて同月13日に組合結成の通告を行う予定であったが、会社側の妨害が強くなったため、急遽同月6日に臨時大会を開いて会社への要求事項を決定し、明るる7日に通告したものである。

### (4) 第1回の団体交渉

同月7日、組合は、組合結成通告と同時に花崎関連企業と第1回団体交渉を行った。

組合は、島根県労働組合評議会オルグA30（以下「A30オルグ」という。）、A27書記長、A24分会長、A1副分会長、A26分会書記長、A3分会執行委員らが、花崎関連企業は、花崎木材からB3専務、総務部長B10（以下「B10部長」という。）、製造本部長B11（以下「B11部長」という。昭和53年12月に退職。）、B9部長、六日市製材から代表取締役B2（以下「B2代表取締役」という。）、花崎商店から部長B12（以下「B12部長」という。）が出席した。

組合は、労働組合への不当介入の即時中止と謝罪、年末一時金、労働基準法の厳守、事前協議制の確立など9項目の要求書を提出した。

席上、組合が、組合結成の妨害行為など不当介入を追及したのに対し、B3専務は「言動について、誤解を受けることがあったものなら謝る」、「今後、一切不当介入は行わな

い」と弁明した。

### 3 分会結成後の組合活動

#### (1) 事前協議協定

昭和52年11月21日、組合は、A27書記長、A24分会長、A26分会書記長らが、花崎関連企業は、B10部長、B11部長らが出席して事前協議制について団体交渉が行われた。

席上、組合は「労働条件の変更については、事前に組合と協議し合意の上実施すること」を提案したのに対し、花崎関連企業は「合意の上実施すること」を削るよう要求した。

結局、「会社は、組合員の身分、労働条件（出向、解雇、配転、工場縮小、閉鎖、移転等）の変更については、すべて事前に組合と協議する」との確認書及び「協議とは労使双方意見一致を見出すために努力することである」との事前協議交渉メモを花崎木材、申立人組合及び分会の間で取り交わした。

なお、この確認書及び事前協議交渉メモは、実質上、六日市製材及び花崎商店も当事者であることを双方認識している。

#### (2) A26の組合活動

① 分会結成後、分会員から女子従業員が違法に残業を強いられているとの訴えがあり、A26分会書記長が中心となり昭和53年1月ごろ花崎関連企業従業員意識調査を行った。

② この調査には60ないし70名の回答があり、女子従業員の違法残業が発覚した。

なお、同年2月19日、A26分会書記長は、この意識調査の集計表を花崎関連企業の全従業員に配布した。

③ 同年2月初めごろ、A26分会書記長は、立戸工場でB12部長や六日市製材立戸工場長B13（以下「B13工場長」という。）に対し、女子従業員の違法残業問題で再三抗議した。

④ その後、A26分会書記長は、具体的事実を明らかにするため花崎木材従業員A12、同A15らを個別に調査し、同人らの給与明細書及びタイムカードが二重に作成されている事実をつかんだ。

⑤ 同月15日ごろ、組合は、執行委員会において、花崎関連企業との団体交渉で違法残業を中止するよう要求すること及び違法残業をなお続けるなら益田労働基準監督署長に申告することを決定した。

⑥ その後、組合は、花崎関連企業との団体交渉で給与明細書及びタイムカードの二重作成について再三指摘したが一向に改めないで、組合は、このことを3月27日益田労働基準監督署長に申告した。

なお、花崎木材は、4月中旬、同監督署長から警告書付きの勧告を受け、6月ごろ、多額の残業手当の追加支払いを余儀なくされた。

⑦ 同年1月末、B12部長は、六日市製材及び花崎商店の就業規則を労働基準監督署長へ届け出るために、A24分会長に意見書の提出を求めた。

⑧ 同年2月2日、A26分会書記長は、六日市製材の就業規則について20数項目にわたる分会の意見書をB12部長とB13工場長に提出した。

なお、A24分会長は、本人の勤務する花崎商店の就業規則についての意見書を提出していない。

#### 4 A26の傷害及び懲戒解雇

##### (1) B14課長に対する暴行

- ① 昭和53年2月21日午前9時ごろ、六日市製材立戸工場の休憩室で、A24分会長、A26分会書記長、C6（以下「C6」という。）及びC7（以下「C7」という。）がストーブで暖をとっていると、六日市製材課長B14（以下「B14課長」という。）が「お前ら、いつまでストーブにあたっているのか、ほかの者は仕事をしているのに、お前らだけストーブにあたっていいのか」と厳重に注意した。A24分会長、C6及びC7は、すぐに自分の持場に戻った。

なお、A24分会長は、前記2・(1)・①で認定したとおり花崎商店の従業員であるが、立戸工場でA26分会書記長らと一緒に勤務しているものである。

- ② A26分会書記長は、B14課長の注意に対し、「仕事をさぼっているのではない、手が冷たくて、かじかんで危ないから手を温めているんだ」と答えた。

それに対して、B14課長が「お前らだけストーブにあたって仕事をさぼっているのか、そういうことが就業規則に書いてあるのか」と言ったので、A26分会書記長は「就業規則を持ち出すことはない、仕事といっても自分の持場に木が落ちて来ない（この場合は、送られて来ないの意）じゃないか」と反論した。続いて、B14課長が「気をきかしてオートテーブルにも仕事があるから協力してくれ」と言うと、A26分会書記長は「それでは、なぜ朝の始業前にそのことを指示してくれんのか、今になって言うのはおかしい」と言った。

- ③ このような両者のやりとりの後、休憩室から出て行こうとするB14課長に、A26分会書記長は「ちょっと待て、はっきり話をつけてくれ、仕事がやりにくくなるから話をつけてくれ」と言った。これに対し、B14課長は「よし分った、この次からどんどんお前のところに木を落としてやる」と言い、両者は各々自分の持場へ着いた。

- ④ A26分会書記長は、平素オートテーブルで働いているが、当日は、8時前の仕事のかかりにB14課長の指示で、背板の製材機に着いていたものである。

- ⑤ A26分会書記長が製材機に戻って間もなく、B14課長のスイッチ操作により、送材中の縁甲素材（長さ4.4m、重量60ないし100Kg）がA26の身边に落下した。A26分会書記長が危険を感じ、B14課長のところへ行き、「危ないじゃないか、なぜ木を落としたのか」と抗議したのに対し、B14課長は「あっ、すまんことをした」と手を上げて謝り、落下場所に行き、検収場にいたA24分会長の助けを受け同縁甲素材を引き上げ、検収場の方へ押しやった。

なお、落下した縁甲素材は、A24分会長の持場の検収場へ送られるものであったが、B14課長がテーブルリミットスイッチを切り忘れたためか、リミッターが作動したままの状態にあって背板の送られる製材機の方へ落ちたものであり、このような素材の落下は、1週間に1・2回程度発生していると認められる。

- ⑥ A26分会書記長が、縁甲素材を引き上げて持場へ帰ろうとするB14課長に向かって、「人にわざと木を落として怪我をさせそうになって謝りもせんのか」と言うと、B14課長は「ミスは誰にもあることじゃないか」と言った。続いて、A26分会書記長が「謝りを言わんのはおかしい」と言うと、B14課長は「組合の役員だからといって大きな顔をするな、木を落としたのが気に入らんのならA24と2人で上げたらいいじゃない

か」と言ったので、A26分会書記長は、かっとなって、いきなり手でB14課長の頭部を2回殴った。さらに、A26分会書記長は、頭を押さえしやがもうとするB14課長の胸部を、安全靴で1回蹴った。

そこへ、六日市製材従業員A23（以下「A23」という。）がやって来て、肩をかしてB14課長を工場の入口まで連れて行った。

B14課長は、工場を出て同じ敷地内にある花崎商店の事務所の前まで行ったところ、花崎商店部長B15（以下「B15部長」という。）が居合せたので、同人の運転する車に乗って六日市町国民健康保険診療所へ行った。

## (2) 傷害結果

① 同日、同診療所の診察の結果、左肋胸部打撲症で1週間の通院、加療を要すると診断された。

② B14課長は、会社を休み自宅で療養したが、痛みがとれないと言って、2月23日午前10時ごろ、B5次長の車で益田市にある長岡整形外科へ行き、診察の結果、左第6肋骨不全骨折で3週間の安静加療を要すると診断された。

その後、B14課長は、同外科で3回程度治療を受け会社を23日間欠勤した。

## (3) 会社の対応等

① 暴行事件発生後、2月21日午前9時40分ごろ、B13工場長は、立戸工場の休憩室においてA26分会書記長から暴行のいきさつを聴いた。

その際、A26分会書記長は「自分が殴ったことは悪いが、B14課長も木を落としたことを謝って欲しかった」と言った。

② B14課長は、六日市町国民健康保険診療所の診察を受け会社へ戻ってから、午前11時ごろ、B13工場長の運転する車で津和野警察署六日市巡查部長派出所へ行き、暴行、傷害のいきさつを話した。

なお、後日、A26分会書記長は、津和野警察署及び所轄検察庁での取り調べに対し、B14課長の供述のとおり2回手で殴ったこと、安全靴で蹴ったことを認めた。

その後、5月20日ごろ、A26分会書記長は、所轄裁判所から安全靴で胸部を蹴るなどの暴行を加え、安静加療3週間を要する左第6肋骨不全骨折の傷害を負わせたことにより、罰金5万円に処する旨の略式命令を送達されたが、正式裁判の請求はなく、同年6月上旬、この略式命令は確定した。

③ 2月21日夕方、B12部長は、A26分会書記長を花崎商店の事務所に呼び、「会社が処分を決定するまで自宅で待機するように」と言い渡した。

A26分会書記長は、このことについてA27書記長とA24分会長とに相談した。

④ 同月22日午前7時50分ごろ、A26分会書記長は、A27書記長、A24分会長とともに花崎商店の事務所へ行き、B12部長、B15部長、B13工場長及び花崎木材加工部課長B16（以下「B16課長」という。）に対して、「申し訳ありません」と謝った。

続いて、B12部長は、A27書記長とA24分会長を2階の応接室へ招き3人で話し合った。

席上、A27書記長、A24分会長は、A26分会書記長の自宅待機処分の意味を質し、事前協議協定に基づき組合と協議するよう要求した。これに対し、B12部長は、自宅待機については花崎木材と協議して、夕方までにA24分会長へ返事をするを約し

た。さらに、同部長は「B14、A26とも頭が冷えるまで、A26は挨拶をしなくてもよい、追って、会社から日と連絡する」という趣旨のことを言った。

⑤ B12部長からなんらの返事もないというA24分会長の連絡を受けたA27書記長が、同日午後4時ごろ、花崎木材へ電話をかけるとB11部長が応対し、「B14課長が警察へ告訴し、司法の手に委ねられたので、その結論をまって処置したい」と言った。

⑥ 同月23日午前9時30分ごろ、A27書記長、A28組織部長は、花崎木材応接室でB11部長と、A26分会書記長の問題について話し合った。

A27書記長らは、事前協議協定による協議やA26分会書記長に対する事情聴取を要求したが、B11部長は「A26問題は司法の手に委ねられ、会社としては懲戒解雇以外にない」、「暴行傷害に対する懲戒問題は事前協議の対象にはならず、A26の懲戒解雇は就業規則にあてはめたものである」、「自分の個人的な見解であるが、本人は若いし処分の前に依願退職されたらどうか」などと言った。

⑦ 同月26日午前9時ごろ、A26分会書記長の父親と伯父は、B14課長宅へ行き、B14課長の母親に対しA26の暴行について謝り、見舞金5万円と果物を差し出した。

なお、翌27日、見舞を受取るわけにいかないとA26分会書記長宅へ返された。

#### (4) A26の懲戒解雇処分

① 同年2月22日夕方、B11部長、B15部長は、B14課長宅を訪れ、A26分会書記長の暴行のいきさつを聴き、B11部長が「被害者の意見」という文書を作成した。

② 同日、B10部長、B11部長らは、B13工場長及びA23から、また、翌23日A24分会長、C7及びC6からそれぞれA26分会書記長の暴行のいきさつを聴き、B11部長が「参考人の意見」という文書を作成した。

③ 同月23日午前10時50分ごろ、B12部長、B11部長、B13工場長らは、立戸工場応接室においてA26分会書記長から事情聴取を行った。

B12部長は、A26分会書記長に対し「被害者の意見」という文書を読み聞かせ、事実関係を問い質した。

A26分会書記長としては、暴行について事実と異なる点があるけれどもこれ以上争いたくないと考え、B14課長の供述を容認した。

B12部長は、A26分会書記長に対し、懲戒解雇は再就職に不利になるとして依願退職を勧告したが、A26分会書記長は「暴力をふるったことは悪かった、ある程度の処分は覚悟しているが、懲戒解雇になるのは重過ぎる」と言った。

④ 同日午後2時30分ごろ、花崎木材会議室において、花崎木材からB10部長、B11部長、花崎商店からB12部長、B15部長、六日市製材からB13工場長が出席し懲罰委員会が開催され、「加害者調書」、「被害者の意見」及び「参考人の意見」の各文書に基づきA26分会書記長の処分について審議された。

その結果、同委員会は、縁甲素材の落下はB14課長のスイッチ操作の誤りによるものであり、危険性は無く、勤務時間中の上司に対する傷害行為は情状酌量の余地も無く許されないものであり、就業規則第31条第5号及び第9号を適用し、A26分会書記長を懲戒解雇とすることが相当であること、また、同人の将来を考え、依願退職の申し出があればこれを受理することを決定した。

⑤ 同月25日午後5時ごろ、花崎木材会議室において、組合からA25委員長、A29副委



員長、A27書記長、A28組織部長、A24分会長、A1副分会長及びA26分会書記長らが、花崎関連企業からB10部長、B11部長、B9部長及びB13工場長らが出席し、昭和52年11月7日に提出した要求書の継続事項について団体交渉が行われた。

この団体交渉は、21日のA26分会書記長の暴行事件発生以前に組合から申し込み、25日に開催することになっていた。

冒頭、組合は、A26分会書記長の懲戒解雇処分について、事前協議協定により最優先で交渉するよう主張したが、花崎関連企業は、本件については継続事項にないことや、懲戒事案は事前協議事項ではないことを理由として応じなかった。

- ⑥ 同月27日午後3時ごろ、B12部長は、立戸工場応接室にA26分会書記長を呼び出し、懲罰委員会の決定として懲戒解雇を通告し、併せて、依願退職の申し出のための3日間の猶予を与えた。

A26分会書記長は「暴力をふるったことは悪かったが解雇は重い」と言った。

この通告には、B10部長、B11部長、B15部長、B13工場長が立会った。

- ⑦ 3月2日午後3時30分ごろ、A30オルグ、A27書記長、A28組織部長及びA26分会書記長は、花崎木材にB3専務を訪れ、「組合の幹部のやったことで申し訳ない」と陳謝し、「A26が暴力に至ったことには原因があるので、事前協議で十分話し合っただけで処置していただきたい」と言った。これに対し、B3専務は「A26は、分会の書記長で責任ある立場にあるから、会社としては懲戒免職にせざるを得ない」と言ったが、結局、B3専務は、会社の幹部にもう一度集まってもらい相談することを約した。

- ⑧ 同日午後5時15分ごろ、花崎木材会議室において、B3専務の指示により再審懲罰委員会が開催された。

花崎木材からB10部長、B17部長、六日市製材からB2代表取締役、B13工場長、花崎商店からB12部長が出席し、審議の結果、再考の余地はないとの結論に達し、A26分会書記長の懲戒解雇決定を確認した。

- ⑨ 同月3日、立戸工場応接室において、B12部長はA26分会書記長に対し、「2月27日に懲罰委員会の決定を申し渡したが、3日経ってもなんらの返事もないから懲戒解雇の通知書を受取るように」と言ったが、A26分会書記長は「組合と事前協議協定による協議をして決定して欲しい」と主張し、解雇通知書の受取りを拒否した。

後日、六日市製材は、A26分会書記長に対し、郵便で解雇通知書を送付した。

昭和53年2月27日付の同通知書には「六日市製材株式会社就業規則第31条第9号及び傷害行為により昭和53年2月27日付をもって解雇する。」と記してあった。

なお、A26分会書記長は、解雇通知書を折り返し六日市製材に返送している。

## 5 就業規則

- (1) 六日市製材の就業規則は、昭和51年12月、花崎木材の就業規則と同一内容のものをもって、同月27日に従業員代表としてB14の意見を聴取し昭和52年1月1日に作成したとしているが、労働基準監督署長への届出をしていなかった。
- (2) 昭和53年1月13日、六日市製材は、就業規則を益田労働基準監督署長へ届け出たが、「意見書の添付、内容の一部等の不備について」同監督署の整備指導を受け、3月17日に最終的に受理された。

なお、前記3・(2)・⑦、⑧で認定したとおり、分会は、B12部長から就業規則に対す

る意見を求められ、A26分会書記長が昭和53年2月2日に意見書を提出している。

(3) 従来、花崎木材の就業規則は、花崎関連企業の各事業所の休憩室等に掲示されていた。

## 6 花崎関連企業従業員組合の結成

### (1) 役職制度規程の改正

昭和53年2月ごろ、花崎関連企業合同の課長・係長会議において、職名が職務内容と合わないということで職名改正の要求がだされた。その後、花崎関連企業は、花崎木材総務部長補佐B18（以下「B18部長補佐」という。）に改正案を作成させ、3月25日の課長・係長会議を経て4月1日から新役職制度規程を施行した。

この規程により、作業（技術）系列は、課長が掛長に、次長が職長になどと改められたが、その職務内容は変わらず職名変更の辞令も交付されなかった。

なお、B18部長補佐は、昭和53年1月6日付で花崎木材広島支社に入社し、3月1日付で勤労・労務担当として本社総務部勤務を命じられていた。

### (2) 花崎関連企業従業員組合の結成及び会社との交渉

① 4月7日夕方、六日市町のドライブイン「山水苑」の2階に、立戸からB5職長（旧次長）、南桑から南桑工場プレス工C8、益田プライ有限会社からC9、柿木特殊合板有限会社からC10の4人が集まり、別組合を結成することを決め名称を花崎関連企業従業員組合（以下「従業員組合」という。）とした。

そのころ、花崎木材ではボイラーマンC11が中心となり、C12、C13、C14らと独自に新しく組合をつくろうとしていたが、同月10日ごろ、B4職長（旧次長）が上記二つの組合結成の動きを橋渡し、一つにまとめた。

その後、C11、B5職長、C8、C9、C10らが中心になり、花崎関連企業従業員に対し、休憩時間などに署名用紙を持ち回って従業員組合加入の勧誘を続けた。

なお、B5職長は、昭和53年3月22日の組合との団体交渉にB12部長の代わりに説明員として出席した。

② 同月13日C11は、B18部長補佐に対し、従業員組合結成の通告書を渡すとともに、団体交渉の申し込みを行った。この時、すでに従業員組合加入者は約150名であった。

③ 同月17日、従業員組合は第1回の団体交渉を行い、賃上げ等を要求し、その後も交渉を続けた。

④ 同月23日午後4時ごろから9時ごろまで、従業員組合は、B4職長宅において第1回大会を開いた。

この大会には従業員組合組合員223名中187名が参加したが、うち委任状が約160通もあったため、直接参加者はわずかであった。ここで、組合規約の制定と役員を選出が挙手で行われ、執行委員長にC11、副委員長にC12、書記長にB5職長、監査にB4職長、そのほか各支部長・執行委員が選出された。

また、組合費は額が決定されたが、予算は提案されなかった。

なお、従業員組合の組合事務所は、B5職長宅におかれている。

### (3) 職制による分会脱退工作、従業員組合加入の勧誘

① 昭和53年4月初めごろ、花崎木材で縁甲部職長B20（旧次長、以下「B20職長」という。）は、フロア一部従業員のA12（分会組合員）に、従業員組合ができたので入らないかと勧誘し、さらに、4月10日ごろと同月16日ごろの夕方、2度にわたってA12

宅を訪問し、分会からの脱退と従業員組合への加入を勧誘した。

2度目の訪問の時「会社側の方からこういうことがあるんで仕方なしに歩いている、給料を上げてあげるから入ってくれないか」という趣旨のことを30分程度話し、従業員組合の加入書を置いて帰った。

- ② 同月18日午後8時ごろ、B20職長とその部下の花崎木材縁甲部掛長B21（旧課長、以下「B21掛長」という。）の2人が、花崎木材縁甲部従業員A18（分会組合員）宅を訪問し、「こうして文書を書いて、第2組合が加入を勧誘して歩いている」、「第1組合はあまり無茶苦茶しすぎるから今の状況じゃまかしのけない」、「長尺の人がたくさん入るとるのに驚いた」、「私たちに責任がある」、「組合ができると仕入れが難しくなり営業にさしつかえる」、「専務からだいぶんお叱りを受けた」、「組合費は懇親会費をあてる」、「同じ職場の者だけの、会社を改善してゆく従業員組合をつくったんだがどうか」、「会費を納めるからいけない、納めなかったら自然に消えてゆく状態だ」などと約30分間にわたって話をし、分会からの脱退と従業員組合への加入を勧誘した。
- ③ 分会組合員は、4月初めには、分会加入を約した人を含めて約100名であったが、その後、従業員組合の結成と分会脱退の懲憑により、脱退者約30名、組合費滞納者約10名、分会加入の意思表示をしながら加入しなかった人約10名が出るなど、分会組合員は減少した。

## 7 賃金引き上げ交渉及び争議行為

### (1) 昭和53年春闘要求等

- ① 昭和53年3月13日、組合は、花崎関連企業に対し、賃金引上げ、A26分会書記長の解雇撤回外7項目の春闘要求書を提出し、同月25日までに文書で回答するよう求めた。これに対し、同月25日、花崎関連企業は組合に回答した。その後、6月8日まで春闘要求を議題とする団体交渉が数回行われた。
- ② 5月8日、花崎関連企業は、従業員組合と賃金引上げについて賃上げ額一人平均5,050円（配分一律分50%考課分50%）で妥結した。その後、組合との賃金引上げ交渉がいまだ妥結していないにもかかわらず、花崎関連企業は、自己査定のための考課表を全従業員に配布し、考課表を提出した者のみについて、従業員組合との妥結額どおりで4月から実施すると説明した。そのため、分会組合員のうち約3分の1が考課表を提出した。

### (2) 第1波実力行使

- ① 6月8日、9日、組合は、上記考課表配布による組織切崩しに抗議し、要求を貫徹するために分会役員を対象とする指名ストライキを行い、支援労組員を含む約20名が花崎木材の正門前に竹材とビニールシートで日除けを仮設し、終日座り込みを行った。
- ② 同月10日、組合は、引き続いて始業時から24時間の指名ストライキに入り、支援労組員を含む約150名が8日、9日と同じように花崎木材の正門前で座り込みを行った。その間に、花崎木材は、座り込み中の労組員に対し湯茶を提供した。同日午後0時20分ごろからA30オルグとB11部長との話し合いが行われた。その結果、6月12日に組合と花崎関連企業とのトップ会談を開催し、局面の打開を図るという合意に達したので、A30オルグは、B11部長に対し、ストライキは午後1時で中止する旨を告げた。

同日午後1時ごろから約20分間、支援労組員を含む約150名は、B10部長外3名が構内立入を制止したけれども、スクラムを組んで構内に入り、デモ行進し、事務所前で集会を開き解散した。

(3) トップ会談

6月12日午後2時30分ごろ、花崎木材会議室で、組合からA30オルグ、A27書記長、花崎関連企業からB3専務、B11部長が出席し、トップ会談が行われた。

その内容は次のとおりであった。

- ㊦ A26分会書記長の解雇について、A30オルグは、今まで主張してきたことを再度主張した。
- ㊧ 賃金引上げについて、A30オルグは、賃上げ額5,050円は了解するが、会社配分案(一律分50%考課分50%)は了解できないと主張し、それに対し、B3専務は、配分についてB11部長をしてA27書記長と協議させると回答した。
- ㊨ 家族手当について、B3専務は、その支給はするが、支給額、実施時期についてはB11部長をしてA27書記長と協議させると回答した。
- ㊩ 上記㊧及び㊨の協議は、同月14日午後3時に予定された。

(4) A27書記長とB11部長との協議

① 6月13日午後3時過ぎ、A30オルグは、B11部長に電話で、組合案は「賃金引上げの配分は一律分4,500円、考課分550円、家族手当は月額4,000円で、実施時期は5月1日である」ことを伝えた。

② 同月14日に予定されていた協議は、B11部長が出張のため、翌15日午後1時40分ごろから花崎木材会議室で行われた。

協議の冒頭、B11部長は「1. 賃上げについて 53年度賃上げについては、従業員組合と協定した額と同額とし、配分についても同じ取扱いとする。2. 家族手当について 賃金支払いの運営面に若干曖昧な取扱いをしたきらいが見受けられるので、今度より賃金規則にもとづく支給とする。以上」と記載された回答書を一方的に提示するとともに「組合の行った6月10日のデモ行進・集会について分会役員の処分を行う」という趣旨のことを言った。

A27書記長は、B11部長に対し、回答書の内容は6月12日のトップ会談の合意事項を破棄するものであると抗議した。それに対し、B11部長は「大変申し訳ないが、自分の力不足でどうしても社内協議をまとめることはできなかった」と陳謝した。

協議の後、A27書記長は、A30オルグに電話でB11部長との協議の内容を伝えた。

その後、午後4時ごろ、A30オルグが花崎木材に赴き、B11部長、B10部長に上記回答内容を再考するよう求めたところ、同部長らは、翌16日午前10時までにA27書記長に社内協議の結果について伝えることを約した。

③ 同月16日午前10時前、B10部長からA27書記長に電話があり、A27書記長、A28組織部長は花崎木材に赴き、B11部長、B10部長と協議に入った。

B10部長が「組合は、トップ会談におけるB3専務の発言を組合に都合のいいように一方的に解釈している」と言ったので、それに対し、A27書記長らは「会社で再度社内協議をして、専務とのトップ会談の内容を履行してほしい」と要求したところ、B11部長らは「午後1時まで待ってくれ」と言った。

同日午後1時、B10部長はA27書記長に「1. 53年度の賃上げについては、会社の配分案に協力願いたい。2. 家族手当については、第三者の決定機関の裁定を受け、その結果によっては昭和53年5月1日から支給する。」という旨の回答書を提示した。

その後、同月17日、同月26日、同月28日に団体交渉が行われたが進展はなかった。

(5) 第2波実力行使

① 6月29日、組合は、団体交渉の促進、トップ会談の合意事項の履行要求及び同合意事項の一方的破棄に対する抗議を目的として、始業時から24時間の指名ストライキに入り、午前9時ごろから益田、浜田、江津各地評の支援労組員を含む約80名が、花崎木材の正門前に竹材とビニールシートで日除けを仮設し、座り込みを行うとともに、花崎木材の事務所のガラス戸、壁面等にビラ約100枚を貼付した。

② 同日午後1時から分会組員全員がストライキに入り、A30オルグの指示で、支援労組員とともに花崎木材構内の資材倉庫通路、長尺加工場通路及びフローア加工場通路の3箇所にてピケットを張った。フローア加工場通路のピケットは、A28組織部長の指示によって通路を塞ぐ格好で座り込み、各人の腰部をビニールの紐で繋いだ。同日の争議行為の最高責任者はA30オルグ、ピケットの責任者は、資材倉庫通路がA27書記長、長尺加工場通路がA29副委員長、フローア加工場通路がA28組織部長であった。

③ フォークリフトを運転してピケット箇所を通行しようとした運転手C3、C13等の両名は、A27書記長、A28組織部長からストライキやピケットの趣旨の説明を受け、説得され、自らフォークリフトを降りた。

なお、組合は、運送会社のトラック、建設会社の作業員、会社従業員の通行をピケットで妨害したりあるいは阻止したりはしなかった。

④ その間、B10部長は、A27書記長、A28組織部長にピケ隊の構外への退去を求めた。また、B18部長補佐は、ハンドマイクでピケ隊に構外へ退去を求めるとともに、「会社の施設、構内に立入らないで下さい。業務上の妨害になりますので直ちに退場して下さい。花崎木材工業(株)社長」と記したプラカードを従業員に持たせて、ピケ隊に示し、構外へ退去を求めた。

⑤ 同日午後1時30分ごろ、フォークリフトの運転担当でないB4職長・B21掛長はピケットを突破しようとして、それぞれフォークリフトを運転し、フローア加工場通路、資材倉庫通路のピケットに突っ込むような態勢をとった。殊に、B4職長は、フローア加工場通路のピケットの前でフォークリフトを反転させ、後進でピケットに突っ込もうとした。身の危険を感じたA24分会長、A29副委員長らが角材(10cm×10cm×100cm)をフォークリフトの車輪の間に入れたので、フォークリフトは停止した。しかし、B4職長は、なおもアクセルを踏み続けていた。しばらくして、B18部長補佐が、B4職長に退くように指示したので、B4職長は、フォークリフトをピケット箇所から離れた。

⑥ 同日午後2時ごろ、花崎木材構内にいた警察官が、ピケ隊に対して、津和野警察署長の命令として「直ちにピケを解除して構外に退去しなさい」と2・3回ハンドマイクで告げた。

組合は、書察の退去命令後、A30オルグの指示で直ちにピケットを解除して構外に退去した。

- ⑦ 組合の行った通路でのピケットによって、午後1時から約1時間フォークリフトの運行が止まり、半製品の搬入及び製品の搬出ができなかった。

そのために、工場での生産活動に支障を生じた。

## 8 制裁処分

### (1) 昭和53年6月10日の争議行為に対する制裁処分

花崎木材、六日市製材及び花崎商店は、昭和53年6月12日付で「昭和53年6月10日六日市地区一般合同労働組合のストライキの際午後1時30分頃から花崎木材工業（株）本社構内に会社の再三の制止警告を無視して会社構内に不法侵入しデモ集会演説を行い一時的にもせよ会社業務の正常なる運営を阻害した集団行動に参加した」という理由で、各社就業規則第31条第10号及び第32条第1号を適用し、次表のとおり分会役員5名をけん責処分にした。

なお、上記3社の就業規則第31条及び第32条の条文は同一である。

会社名	被処分者名	組合役職名	処分内容
花崎木材	A 1	副分会長	けん責
	A 2	分会執行委員	けん責
	A 3	分会執行委員	けん責
六日市製材	A21	分会執行委員	けん責
花崎商店	A24	分会長	けん責

### (2) 昭和53年6月29日の争議行為に対する制裁処分

花崎木材、六日市製材及び花崎商店は、昭和53年6月30日付で「昭和53年6月29日六日市地区一般合同労働組合の争議の際午後1時頃から花崎木材工業株式会社本社構内に無許可で座り込みを行い会社の再三にわたる警告を無視し正常な業務の運営を約1時間にわたり阻害した集団行為に参加した」という理由で、各社就業規則第31条第11号、第15号及び第32条第2号を適用し、次表のとおり分会役員4名を公示処分にし、各社就業規則第31条第11号及び第32条第1号を適用し、次表のとおり分会組合員19名をけん責処分にした。

会社名	被処分者名	組合役職名	処分内容
花崎木材	A 2	分会執行委員	公示
	A 3	分会執行委員	公示
	A 4		けん責
	A 5		けん責
	A 6		けん責
	A 7		けん責
	A 8		けん責
	A 9		けん責
	A 10		けん責

	A11		けん責
	A12		けん責
	A13		けん責
	A14		けん責
	A15		けん責
	A16		けん責
	A17		けん責
	A18		けん責
	A19		けん責
	A20		けん責
六日市製材	A21	分会執行委員	公示
	A22		けん責
	A23		けん責
花崎商店	A24	分会長	公示

## 第2 判断

### 1 A26分会書記長の懲戒解雇処分（第2号事件）

#### (1) 申立人の主張の要旨

申立人は、被申立人らがB14課長の挑発によるA26分会書記長の暴行、傷害事件が起こるや事前協議をせず、また、就業規則が存在しないにもかかわらず、この事件を好機として捉えA26分会書記長を懲戒解雇したことは、労働組合の結成及び分会結成後における組合活動に中心的役割を果たしてきたA26分会書記長を嫌悪し、企業外に排除しようとした不利益取扱いであると主張する。

さらに、申立人は、被申立人らがA26分会書記長の懲戒解雇処分について、申立人の再三にわたる事前協議、団体交渉の申し入れにもかかわらずこれに応じなかったことは、団体交渉拒否であると主張する。

#### (2) 被申立人（花崎木材・六日市製材）の主張の要旨

被申立人らは、A26分会書記長が勤務時間中に怠業し、上司であるB14課長から注意されたことに反発し、さらに、B14課長のスイッチ操作の誤りによる縁甲素材の落下に言いがかりをつけ、暴行、傷害行為に及んだことは企業秩序を侵害したものであり、解雇は正当であると主張する。

また、被申立人らは、A26分会書記長の暴行、傷害行為は、一般的基準を定めている就業規則（解雇条項）に明らかに該当し、団体交渉を行う必要はない旨組合に対し説明してきており、団体交渉を拒否したのではなく、3月2日にB3専務が申立人組合と事前協議を行ったと主張する。

さらに、被申立人らは、六日市製材の就業規則は、昭和53年2月2日分会に対し意見聴取を行い周知されており、適用すべき就業規則は存在していたと主張する。

#### (3) 判断

① A26分会書記長が、組合の結成及び分会結成後の組合活動に中心的役割を果たし、

違法残業の指摘や監督署長への申告など活発な組合活動を行ってきたことは、前記認定のとおりである。

- ② ところで、昭和53年2月21日におけるおよその状況は、前記第1・4・(1)のように認定できるが、当日の暴力行為に至ったいきさつについて考えるに、B14課長のA26分会書記長に対する言動の中には穏当を欠くものもあるが、これをもって被申立人らはもとよりB14課長単独の挑発的行為と認めることはできないし、A26分会書記長の行為がやむを得ない正当なものであるともいえない。

また、縁甲素材の落下は、前記第1・4・(1)・⑤で認定したとおり、従来、スイッチ操作の誤りにより1週間に1・2回程度発生していること及び重量60ないし100Kg程もある縁甲素材が直接人体に接触したり、落下地点で背板を跳ね返したりすれば重い傷害の発生が予想されることなどからすれば、上司であるB14課長が、単独または被申立人らと相計って部下であるA26分会書記長に傷害を負わせるため、故意に落下させたとは認められない。また、これを覆すに足る十分な疎明はない。

- ③ A26分会書記長の暴行、傷害の行為は、就業時間中に企業施設内において自分の直属上司に対して行ったものであり、さらに、その傷害の部位程度は、左第6肋骨不全骨折により安静加療のため欠勤23日間を要したものである。かかる行為は企業秩序を著しく乱すものであり、その責任は重大であるといわなければならない。
- ④ 事前協議については、前記第1・4・(4)・⑦、⑧で認定したとおり、B3専務と組合との協議がなされ、B3専務は会社の幹部に再度集まってもらい相談することを約し、その後、再審懲罰委員会が開かれたことなど、被申立人らはそれなりに対応していることを勘案すれば、事前協議がなされたものと認められる。
- ⑤ 次に、六日市製材の就業規則については、⑦前記第1・3・(2)・⑦、⑧で認定したとおり、同就業規則について労働組合の意見が聴取されていること、④前記第1・5・(3)で認定したとおり、従来、立戸工場休憩室に花崎木材の就業規則が掲示されており、それが六日市製材の従業員にも適用されるものという意識が労使双方にあったと思われることなどを総合すれば、A26分会書記長の処分当時、六日市製材には就業規則が存在していたものと認められる。
- ⑥ 以上総合勘案すると、被申立人らがA26分会書記長を懲戒解雇にしたことは、上司に対する暴行、傷害行為によって企業秩序を著しく乱したことによるものであり、A26分会書記長の組合活動の故であるとは認められない。

よって、本件を労働組合法第7条第1号及び第2号に違反する不当労働行為であるとする申立人の主張は採用できない。

## 2 分会結成に対する会社の対応（第3号事件）

### (1) 申立人の主張の要旨

申立人は、B3専務が昭和52年11月5日、同月7日の2回にわたって従業員を集め、資金面、資材仕入に支障をきたすので組合結成の時期を待って欲しいとか、全従業員が参加できる組合が望ましいなどと発言したこと、同じころ、B9部長ら被申立人会社幹部もA24分会長をはじめ組合員に対し、資材仕入や資金面に支障が出るので組合をつくらぬように、つくるとしても時期を考えて欲しいなどと説得したことは、被申立人らが申立人組合の結成を妨害しようとしたもので、これらは申立人に対する支配介入である



と主張する。

(2) 被申立人（花崎木材・六日市製材）の主張の要旨

被申立人らは、B 3 専務の発言は会社の現状を説明し、円満な労使関係であるよう協力を求めたものであり、また、部長・次長らの言動は、組合に興味を持った者が個人的にその様子を知ろうとしたもので、被申立人らが指示したのではなく、申立人に対する組合結成の妨害は行っていないと主張する。

(3) 判断

昭和52年11月5日と同月7日のB 3 専務の発言の内容が「今の段階で組合をつくってもらっては困る、会社が3日ももたずに倒れる、どうしてもつくるなら2年位待て、従業員全員が参加できるような組合をつくって欲しい、上部に加入するなら同盟に加入してくれ」など、組合結成の時期、構成員、上部団体への加入にまで及んでいることは前記第1・2・(2)・①、⑦で認定したとおりである。

組合結成の時期、その構成員及び組合の方針などは、すべて組合の自主的な決定に委ねられるべきであり、たとえ、組合結成が会社の経営状態に影響を及ぼすことがあっても、このことをもってただちに、会社が組合員を含む従業員を集め、組合結成の時期、その構成員などについて言及することは許されるものではない。

したがって、B 3 専務の発言は、会社の現状説明の限界を越えたものであると認められる。

また、B 9 部長、B 5 次長、B 7 工場長、B 4 課長、B 6 課長、B 8 課長らの言動についても、前記第1・2・(2)・②ないし⑥、⑧で認定したとおり、昭和52年11月5日、同月7日のB 3 専務発言と時を同じくし、かつ、発言内容がほぼ同じであること、早朝・深夜を問わず、集団で短期間に集中してなされており、しかも、その言動は組合結成によって会社の経営状態が悪化するということで貫かれていることなどからすれば、B 9 部長以下次長・課長らの言動は、B 3 専務と意を通じてなされたものと認められる。

以上総合勘案すると、B 3 専務ら被申立人会社幹部の言動は、被申立人らが申立人組合を嫌悪し、その結成妨害を目的としてなされたものと認めざるを得ない。

よって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

3 従業員組合の結成と分会員への脱退懲遷（第3号事件）

(1) 申立人の主張の要旨

申立人は、被申立人らが申立人組合を嫌悪し、これを壊滅させようとして第2組合（従業員組合）を結成させ、申立人組合組合員に対して脱退を懲遷し組合切り崩しを行ってきたこと、あるいは、第2組合の役員が会社幹部であることを隠蔽しようとして、被申立人らが、第2組合結成前に新しい役職制度規程を制定し、次長を職長に、課長を掛長になど職名を変更したことは、申立人に対する支配介入であると主張する。

(2) 被申立人（花崎木材・六日市製材）の主張の要旨

被申立人らは、新しい役職制度規程は管理者と監督者の区別を明文化し、その職務内容に相当するよう職名を変更したものであり、職長・掛長（旧次長・課長）は管理職ではないと主張し、さらに、従業員組合は、A26分会書記長の懲戒解雇処分に対抗する申立人の組合活動が職場秩序の破壊になると危惧した従業員が自主的に結成したものであり、また、同組合の行った勧誘行為も自主的になされており、被申立人らはこれに何ら

関与していないと主張する。

### (3) 判断

従業員組合の結成について被申立人の指示があったという点、あるいは従業員組合結成の中心となった人物が管理職であったという点については、その疑いなしとはしないが、上記事実を認定するに足る疎明はない。

しかしながら、㊦前記第1・6・(3)・㉔で認定したとおり、B20職長、B21掛長が申立人組合の組合員A18宅を訪れた時に、B3専務にお叱りをうけたとか、組合ができると営業に響くなどの発言により組合脱退を慫慂したこと、㊧前記第1・6・(1)及び(2)・㉑、㉒で認定したとおり、昭和53年4月1日付で新しい役職制度規程が施行され、次長が職長に、課長が掛長になど職名変更がなされ、その後、1箇月も経たないのに従業員組合が結成されていること、㊨前記第1・2・(2)・㉓、㉔、㉕及び6・(2)・㉑、㉒で認定したとおり、申立人組合結成を妨害したB5職長やB4職長らが中心となって従業員組合を結成したことなどが認められる。

以上総合勘案すると、A26分会書記長の懲戒解雇により申立人組合の組合員間に動揺が生じたと考えた職長、掛長らがこれを奇貨として被申立人らと意を通じ、申立人組合の切り崩しの行為に出たことが推認できる。

よって、上記申立人組合の組合員に対する脱遇懲慂は、被申立人らの行為として労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

## 4 昭和53年6月10日の争議行為に対する制裁処分（第5号事件）

### (1) 申立人の主張の要旨

申立人は、昭和53年6月10日の花崎木材構内でのデモ行進及び集会は正当な争議行為であって、分会役員5名に対する制裁処分は、正当な組合活動に対する不利益取扱いであると主張する。

### (2) 被申立人（花崎木材・六日市製材・花崎商店）の主張の要旨

被申立人らは、申立人が6月10日午後1時でストライキを中止するといいつながら1時過ぎから構内に不法侵入し、デモ行進及び集会を行い、会社の正常な業務の遂行を妨害した行為は正当な争議行為としては容認できないものであり、この行為に対し就業規則を適用して制裁処分を行ったのは、企業秩序を維持するための当然の処置であると主張する。

### (3) 判断

6月10日、A30オルグとB11部長との間でトップ会談開催の合意ができ、A30オルグがB11部長に同日午後1時でストライキを中止すると言明したが、午後1時ごろ支援労組員を含む約150名が花崎木材構内に入り、約20分間にわたりデモ行進及び集会を行ったことは、前記第1・7・(2)で認定したとおりである。

しかし、A30オルグの言明にもかかわらず午後1時ごろからデモ行進及び集会が行われたのは、㊩A30オルグとB11部長との話し合い終了後、1時までには時間的余裕がなかったこと、㊪6月8日からの争議行為は、組合及び分会にとって結成以来初めてのものであり、多数の支援労組員の統率などについて組合執行部に多少の手違いもあったことなどによるものと認められる。

また、デモ行進は団結の示威のために、集会はトップ会談開催の合意などを報告する

ために行われたものであり、業務妨害の意図で出荷作業・資材搬入の車両の通行を阻止したものは認められず、前記デモ行進及び集会によって花崎木材の業務が特に阻害されたということもうかがえない。

以上総合勘案すると、前記組合のデモ行進及び集会は、いまだ正当な組合活動の範囲を逸脱したものとは言いがたい。

よって、組合のこのようなデモ行進及び集会に参加したことを理由とする被申立人らの分会役員5名に対する制裁処分は、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

## 5 昭和53年6月29日の争議行為に対する制裁処分（第5号事件）

### (1) 申立人の主張の要旨

申立人は、昭和53年6月29日の花崎木材構内での座り込みは、トップ会談の合意事項の破棄に抗議し、同事項の履行及び団体交渉の促進を求めて行った正当な争議行為であり、分会組合員23名に対する制裁処分は、正当な組合活動に対する不利益取扱いであると主張する。

### (2) 被申立人（花崎木材・六日市製材・花崎商店）の主張の要旨

被申立人らは、申立人がトップ会談では何ら具体的合意はないにもかかわらず、座り込みによって会社機能を麻痺させ操業の自由を侵害した行為は違法な争議行為であり、この行為に対し就業規則を適用して制裁処分を行ったのは、企業秩序を維持するための当然の処置であると主張する。

### (3) 判断

6月12日のトップ会談及び同月15日のA27書記長とB11部長との協議の内容については、前記第1・7・(3)、(4)で認定したとおりであり、トップ会談では賃上げ額及びその配分方法並びに家族手当の支給について基本的合意が成立し、細部については事務レベルで協議決定することとなったが、同月15日にB11部長が組合に提示した回答書の内容は、トップ会談の合意を破棄したものであると認められる。このことは、前記第1・7・(4)・②で認定したとおり、トップ会談に同席していたB11部長が組合に回答書を提示するに際し、「大変申し訳ないが、自分の力不足でどうしても社内協議をまとめることはできなかった」と陳謝していることからもうかがえる。組合は、この信義にもとる花崎関連企業の態度に抗議し、トップ会談合意事項の履行を求めてやむを得ず座り込みという方法をとったものと認められる。

一方、前記第1・7・(5)・③、⑥、⑦で認定したとおり、組合員らが津和野警察署長の退去命令に従って構外に退去するまでの約1時間にわたる構内通路3箇所での座り込みのために、一時的にせよフォークリフトの運行ができず生産活動に支障を生じたのであるから、申立人組合が、フォークリフトの運転手には平和的に説得を行い、運送会社のトラック、建設会社の作業員、従業員の通行を自由に認めていたとしても、その行為にやや行き過ぎのあったことは否定できない。

なお、前記第1・7・(5)・⑤で認定したとおり、B4職長、B21掛長がフォークリフトを運転してピケットに突っ込もうとしたためにトラブルが生じたのであるが、フォークリフトの運転を担当業務としていない役職者である両名のかかる行為は、業務のためではなく単にピケットの排除のためと認められ、身体に危険を及ぼす虞のある花崎木材

のこのような行動は許されないというべきである。

以上総合勘案すると、組合の行動に多少行き過ぎがあったとしても、それは花崎関連企業の信義則に反する態度及び紛争解決に対する硬直した態度によって誘発されたものであり、前記座り込みは、いまだ正当な組合活動の範囲を逸脱したものとは言いがたい。

よって、組合のこのような座り込みなどの集団行動に参加したことを理由とする被申立人らの分会組合員23名に対する制裁処分は、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

#### 6 従業員組合と花崎関連企業との団体交渉（第5号事件）

##### (1) 申立人の主張の要旨

申立人は、従業員組合は被申立人らの職制をも構成員とする御用組合であるから、被申立人らが従業員組合と団体交渉を行うことは申立人に対する支配介入であると主張し、被申立人らと従業員組合との団体交渉の禁止を求めている。

##### (2) 被申立人（花崎木材・六日市製材・花崎商店）の主張の要旨

被申立人らは、申立人は労働委員会に対し被申立人らと従業員組合との団体交渉の禁止を求めているが、この請求内容は適法な申立てとは認められないものであり、申立ては却下されるべきであると主張する。

##### (3) 判断

前記第2・3・(3)で判断したとおり、従業員組合の結成に被申立人らが関与したことは認められる。しかし、結成時はともかく、本件審問終結時においても、なお同組合を労働組合としての自主性を欠いた御用組合であると認めるに足る疎明はない。したがって、現在及び将来にわたり被申立人らとの団体交渉を禁止することはできない。

よって、従業員組合を御用組合であるとして、これとの団体交渉の禁止を求める申立人の主張は認めることはできない。

#### 7 誓約文の掲示等（第3・5号事件）

申立人は、第3号事件においては、被申立人の誓約文を新聞、テレビ及びラジオで広告することを、第5号事件においては、被申立人の誓約文を交付し、掲示し並びに新聞、テレビ及びラジオで広告することを併せて請求しているが、本件の場合、第3号事件については主文第4・5項により、第5号事件については主文第1・2・3項により、それぞれ救済の実を果たし得るものと認める。

### 第3 法律上の根拠

当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条によって主文のとおり命令する。

昭和55年3月26日

島根県地方労働委員会

会長 安田 登